

## 大阪府私立高等学校留学生受入等環境整備費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 府は、私立高等学校、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校高等部（以下「私立高等学校」という。）において外国人留学生受入に係る環境整備を行うことで、将来両国の懸け橋として活躍する外国人材を育成するだけでなく、留学生との交流を通じて日本人高校生の語学力やコミュニケーション能力、異文化を理解する能力等を向上させ、さらに、その成果等の普及を通じて、府域全体で私立高等学校のグローバル化を推進するため、府内に所在する私立高等学校を設置する学校法人（以下「学校法人」という。）に対し、予算の定めるところにより、大阪府私立高等学校留学生受入等環境整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中、「知事」とあるのは「大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号の全てを満たす事業とする。

- (1) 学校法人が設置する私立高等学校が実施すること。
- (2) 外国人留学生受入に係る教育プログラムの開発や、円滑な受入れのための体制構築に一体的に取り組み、さらに、その成果等を地域内に普及し、地域の高等学校教育の特色化・質の向上に貢献する取組であること。
- (3) 設置する私立高等学校がフォローアップのための追跡調査等に協力できる体制にあること。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる補助事業に係る経費のうち、人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、会議費、雑役務費、通信運搬費、消耗品費、委託費、その他必要と認められる経費とする。ただし、日本人高校生の派遣に係る教育プログラム開発や体制構築に係る経費及び外国人留学生の受入に係る当該留学生の渡航費や日本での滞在費等を除く。

- (1) 有識者等による協力者会議の開催に係る経費
- (2) 国際交流アドバイザーの招聘に係る経費
- (3) 留学支援員の配置に係る経費
- (4) 地域課題解決型学習や異文化理解等のプログラム実施に係る経費
- (5) 日本語指導の実施に係る経費
- (6) オンライン交流の実施及び環境整備にかかる経費
- (7) 取組成果等の域内の高等学校等への普及にかかる経費
- (8) その他、外国人留学生受入に係る環境整備に資する取組にかかる経費

2 補助金の額は、1校当たり689万5千円以内とする。

3 補助金の交付額は、前項の額又は補助対象経費の実支出額から民間団体等（以下「団体等」という。）及び国又は地方公共団体等から交付された補助金等の額を引いた額（千円未満切り捨て）のいずれか少ない額とする。

（補助金の交付の申請）

第4条 規則第4条第1項の申請は、次の各号に掲げる書類を、教育長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 大阪府私立高等学校留学生受入等環境整備費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 要件確認申立書（様式第1号の2）
- (3) 暴力団等審査情報（様式第1号の3）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

（交付の決定）

第5条 教育長は、前条の申請があったときは、規則第5条の規定により補助金の交付決定を行い、補助金の交付を受けようとする学校法人に対し通知する。

（経費配分の軽微な変更等）

第6条 規則第6条第1項第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費の総額に対して30%に相当する額以内の増減を伴う変更とする。

（事業内容の変更等）

第7条 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更をしようとする学校法人は、規則第6条第1項第1号及び第2号の規定により、大阪府私立高等学校留学生受入等環境整備費補助金変更承認申請書（様式第2号）を教育長に提出し、承認を受けなければならない。

2 補助事業を中止又は廃止しようとする学校法人は、規則第6条第1項第3号の規定により、あらかじめ大阪府私立高等学校留学生受入等環境整備費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を教育長に提出し、承認を受けなければならない。

（補助金の交付の条件）

第8条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 補助金は、第3条に規定する経費に充当すること。
- (2) 補助金の交付を受けた学校法人は、補助金の収入及び支出を記録した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、補助事業に関する全ての関係書類とともに補助事業の完了又は廃止した日の属する会計年度の翌年度から起算して10年間保存すること。
- (3) 補助事業の執行状況に関する調査又は報告を求められたときは、これに従うこと。

（申請の取下げ）

第9条 第5条の通知を受けた学校法人は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不

服がある場合には、当該通知を受け取った日から起算して 10 日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第 10 条 規則第 12 条の規定による報告にあたっては、大阪府私立高等学校留学生受入等環境整備費補助金実績報告書（様式第 4 号）を補助事業の完了した日の翌日から起算して 30 日以内（同条後段に規定する場合にあつては、補助金の交付の決定に係る府の会計年度の翌年度の 4 月 30 日まで）に教育長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 11 条 教育長は、規則第 13 条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、教育長は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第 5 条に規定する補助金の交付の決定をした額の全部又は一部を概算払いにより交付する。

- 2 前項ただし書きの規定による補助金の交付を受けようとする学校法人は、規則第 7 条の規定による通知を受け取った日以後速やかに大阪府私立高等学校留学生受入等環境整備費補助金交付請求書（様式第 5 号）を教育長に提出しなければならない。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日から施行し、令和 8 年度の補助事業から適用する。